

【10月は木材利用促進月間です】

木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を合わせると「木」になることから（図1）、10月8日を「木材利用推進の日」、10月を「木材利用推進月間」とすることが、令和3年10月に法制化されています。（林野庁HPより）

今回の広報かがみの10月号では、令和4年度に木材利用推進の一環として、鏡野町産材を利用した建築物や木材を利用した木製品導入の取り組みについて紹介します。

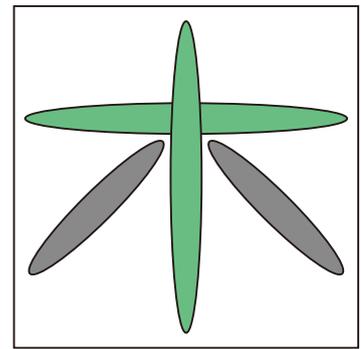


図1 「十」+「八」=「木」

【貯木場管理棟に鏡野町産材を利用！】

令和5年4月11日より一般利用が開始されている鏡野町貯木場の管理棟は、公共建築物への木材利用の推進の為、スギ・ヒノキを用いた木造平屋建てで建設しています。

利用した鏡野町産材は町内施行業者にて製材され、柱や梁、桁等210本、板238枚を利用し、総材積として約5.50m³を利用しています。



【中学校への木の学習機の導入】



令和2年度より、町内の小学校に通う小学6年生の児童を対象に、自分たちが鏡野中学校で利用する学習機を組み立てるワークショップを開催しています。

町職員、鏡野町森林づくり協議会、木工事業者等のサポートのもと、生徒が自分の力で学習機を作成していきます。

令和4年度は7校でワークショップを開催し、97基の学習機の作成を

行いました。完成した学習機は「ネームプレート」と「金属フレーム脚」が取り付けられ鏡野中学校で利用されます。